



第 9 回 定時株主総会 招 集 ご 通 知

開催日時 2023年3月30日(木曜日)午前10時
受付開始:午前9時30分

開催場所 東京都港区芝浦三丁目1番21号
msb Tamachi 田町ステーションタワーS 4階
TKPガーデンシティPREMIUM田町
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

議 案 第1号議案 取締役5名選任の件
第2号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の
割当てのための報酬決定の件

映像から未来をつくる

セーフィーは日本中、世界中のカメラの映像をクラウド化し、自分のため、社会のために誰もが活用できる映像プラットフォームを提供します。

カメラをはじめとした、あらゆる映像デバイスとインターネットを繋ぎデータ化することで、ひとりひとりが日々の意思決定をスピーディーかつ効果的に行うことができる。

今いるその場で世界を見渡せる次の時代をつくります。

セーフィーは映像、クラウド、そして AI 技術を駆使し、人々の「第3の眼」となることで、自己の理想を追求し、実現できる未来をつくっていきます。

株主のみなさまへ

平素より格別のご支援並びにご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

セーフィーは映像を活用することで、生活者の「第3の眼」として一歩先の未来を見据えた意思決定の機会を実現したいという想いを胸に、2014年に創業しました。

昨年9月には、創業期から目指していた「誰もが簡単に使える、賢くなるカメラ」である「Safie One (セーフィー ワン)」をようやく提供開始いたしました。カメラ本体に搭載したエッジ AI のチップによって、お客様の用途に応じてアプリケーションを切り替えると様々な機能が使えるようになり、カメラが賢くなるというものです。これにより、まず、我々が支援させていただいている小売・飲食・サービス業の皆様の課題でもあった来店人数や混雑具合を可視化し、映像から「働く」を変え、より効率的に人が働けるように DX を推進いたします。

このように、当社のビジネスコンセプトである「映像データであらゆる産業の現場を“DX”する」をともに実現することのできる仲間づくりを推進すべく、セーフィーベンチャーズを設立いたしました。事業連携を前提とした出資活動を通じて、当社および協業企業双方の成長を加速させることのできる戦略的な出資、資本業務提携をより推進し、映像プラットフォームの基盤強化や価値向上を進めてまいります。

ビジョン『映像から未来をつくる』を体現するために、セーフィーは創業以来、お客さま、お取引先、社員、株主の皆様などのあらゆるステークホルダーの皆様と仲間づくりを大切にしております。

本総会においては株主の皆様と丁寧な対話を実践させていただきます。株主の皆様におかれましては、今後もなお一層のご支援・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役社長CEO
佐渡島 隆平

証券コード 4375
2023年3月8日

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株 主 各 位

東京都品川区西五反田一丁目5番1号
A－P L A C E 五 反 田 駅 前
セ－フイー株式会社
代表取締役社長 佐 渡 島 隆 平

第9回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第9回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本定時株主総会の株主総会参考書類等（議決権行使書用紙を除く）の内容である情報（電子提供措置事項）は、電子提供措置をとっておりますので、以下の当社ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://safie.co.jp/ir/>

電子提供措置事項は、東京証券取引所（東証）のウェブサイトでも電子提供措置をとっております。以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスのうえ、「銘柄名（会社名）」に「セーフイー」または証券「コード」に「4375」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」の順に選択して、確認いただけます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主の皆さまにおかれましては、極力、書面又はインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

事前の議決権行使については、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りするの議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年3月29日（水曜日）午後5時までに到着するようご送付いただくか、議決権行使サイトより議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日時 2023年3月30日（木曜日）午前10時
2. 場所 東京都港区芝浦三丁目1番21号
msb Tamachi 田町ステーションタワーS 4階
TKPガーデンシティPREMIUM田町
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 1. 第9期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第9期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
第1号議案 取締役5名選任の件
第2号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件
4. 招集にあたっての決定事項
下記【議決権の行使等についてのご案内】をご参照ください。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

当社株主総会における新型コロナウイルス感染拡大防止への対応については、次頁をご参照ください。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに掲載させていただきます。

【議決権の行使等についてのご案内】

- (1) 議決権行使書に賛否の意思表示がない場合の取扱い
各議案につき賛否の表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取扱いいたします。
- (2) 書面並びにインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い
書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効としてお取扱いいたします。
- (3) インターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い
インターネットにより複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効としてお取扱いいたします。

新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

当社の定時株主総会における新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた対応について、以下のとおりご案内いたしますので、株主の皆さまのご理解並びにご協力をお願い申し上げます。

—株主の皆さまへのお願い—

感染拡大防止の観点から、株主総会へのご来場は極力お控えいただき、書面又はインターネットにより事前の議決権行使のご利用をお願いいたします。

行使期限：2023年3月29日（水曜日）午後5時まで

—ご来場される場合のお願い—

ご来場の場合は、以下の点をあらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

- ・会場は、感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数に限りがございます。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。
- ・体調不良と見受けられる株主様には、運営スタッフがお声掛けのうえ、ご入場をお控えいただく、もしくはご退出をお願いする場合がございます。
- ・ご来場の場合は、マスクを着用される等、ご自身及び周囲の方への感染予防にご配慮をお願いいたします。
- ・株主総会の議事は、開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細な説明は省略させていただく予定です。
- ・運営スタッフは、体調を十分確認のうえ、マスク着用で対応をさせていただきます。
- ・当社役員は、感染拡大リスクの低減及び会社の事業継続の観点から、株主総会当日の健康状態にかかわらず、一部の役員のみのお出席とさせていただく場合がございます。
- ・今後の流行状況や政府等の要請等により、上記の内容を変更する場合がございます。株主総会の運営に重要な変更（開催日時や開催場所の変更等）が生じる場合は、以下の当社IRサイトにてお知らせいたします。必ずご来場の前に当社ウェブサイトをご確認ください。

セーフィー株式会社ウェブサイト <https://safie.co.jp/ir/>



後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。



株主総会に
ご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付
にご提出ください。

日時

2023年3月30日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）



書面で議決権を
行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2023年3月29日（水曜日）
午後5時到着分まで



インターネットで議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2023年3月29日（水曜日）
午後5時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

→こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 全員賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 ≫ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第2号議案

- 賛成の場合 ≫ **「賛」** の欄に○印
- 反対する場合 ≫ **「否」** の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

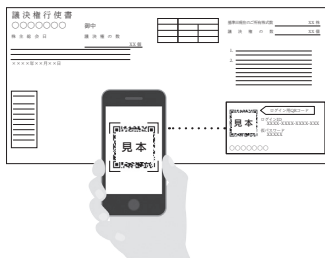
書面およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

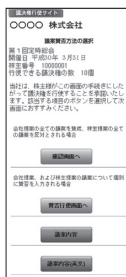
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

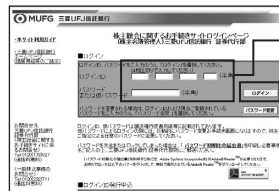
インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

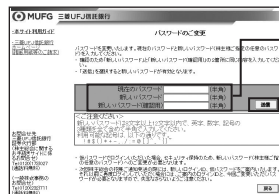
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 9:00～21:00)

(提供書面)

事業報告

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社グループは「映像から未来をつくる」をビジョンに掲げ、家から街まであらゆるビジネスシーンの映像をデータ化することで、人々の意思決定を支援するクラウド録画型映像プラットフォーム「Safie」を開発・運営しております。「Safie」は高画質・安価・安全で、誰でも簡単にスマートフォンやパソコンで使える監視カメラサービスとして、飲食・サービス・小売・建設・製造・インフラ・公共・金融・物流などの幅広い業界で活用いただいております。監視カメラや防犯という用途にとどまらず、人手不足でチェックできなかった作業工程や遠隔地の現場の見える化や、複数の現場や複数の店舗の一括管理など、生産性向上や業務改善のための導入が広がっております。

当連結会計年度において、構造的課題である労働人口の減少に対する各企業の生産性向上への取り組みの強化や、新型コロナウイルス感染症などを起因とした遠隔での業務推進需要の高まりから、様々な産業の現場において当社グループが果たすべき役割はますます高まっているものと認識しております。

このような状況の下、主に建設業向けに提供している「Safie Pocket2」や「Safie GO」をはじめとする屋外で 使用可能な商品・サービスが好調に推移しました。また、映像データを活用し業務効率化や省人化などの課題解決に貢献するエッジAIカメラ「Safie One」を新製品としてリリースしました。「Safie One」はエッジAI（注1）を利用した「AI-App」をインストールしてご利用いただけるカメラで、お客様の現場の課題解決に貢献します。他にも顔認証入退室サービス「Safie Entrance2」や屋外設置可能なLTE搭載クラウド録画型カメラ「Safie GO PTZ Plus」などもリリースしております。加えて、当連結会計年度より、セーフイー映像プラットフォームの強化につながる提携候補先企業への出資を開始しております。

また、お客さまの要望がより多様化・深化している状況を踏まえて、企画開発及び営業人員の増強を目的とした人材採用費や、マーケティング活動に伴う広告宣伝費への積極的な投資を行いました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高9,252,550千円、営業損失1,283,749千円、経常損失1,298,701千円となりました。また、2023年2月13日に公表している「特別損失の計上に関するお知らせ」に記載のとおり、減損損失131,632千円を特別損失に計上した結果、親

会社株主に帰属する当期純損失1,434,321千円となりました。また当社グループKPIであるARRは2022年12月末時点で7,528百万円（2021年12月末比32.5%増、注2）、課金カメラ台数は18.6万台（2021年12月末比32.8%増、注3）になりました。

なお、当社グループは、映像プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

（注1）推論・判断ができる人工知能（AI）を搭載したカメラ（エッジデバイス）のこと。

（注2）ARR：Annual Recurring Revenue。対象月の月末時点のMRR（Monthly Recurring Revenue）を12倍して算出。MRRは対象月末時点における継続課金となる契約に基づく当月分の料金の合計額（販売代理店経由の売上を含む）。

（注3）課金カメラ台数は、各四半期に販売したカメラ台数ではなく、各四半期末時点で稼働・課金しているカメラ台数。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資等の総額は15,316千円であり、主な内容は業務用PCの購入等であります。

③ 資金調達の状況

該当なし。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当なし。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当なし。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当なし。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当なし。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 6 期 (2019年12月期)	第 7 期 (2020年12月期)	第 8 期 (2021年12月期)	第 9 期 (当連結会計年度) (2022年12月期)
売 上 高 (千円)	—	—	—	9,252,550
経 常 損 失 (△) (千円)	—	—	—	△ 1,298,701
親会社に帰属する 当期純損失 (△) (千円)	—	—	—	△ 1,434,321
1 株 当 た り 当期純損失 (△) (円)	—	—	—	△ 27.05
総 資 産 (千円)	—	—	—	12,725,542
純 資 産 (千円)	—	—	—	11,241,467
1 株当たり純資産 (円)	—	—	—	208.56

- (注) 1. 第9期（当連結会計年度）より連結計算書類を作成しておりますので、第8期以前の各数値は記載しておりません。
2. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 6 期 (2019年12月期)	第 7 期 (2020年12月期)	第 8 期 (2021年12月期)	第 9 期 (当事業年度) (2022年12月期)
売 上 高 (千円)	1,957,541	5,047,642	8,456,884	9,252,550
経 常 損 失 (△) (千円)	△ 495,219	△ 97,204	△ 153,815	△ 1,290,865
当期純損失 (△) (千円)	△ 495,587	△ 99,494	△ 173,981	△ 1,426,396
1 株 当 た り 当期純損失 (△) (円)	△ 11.91	△ 2.17	△ 3.69	△ 26.90
総 資 産 (千円)	2,975,000	3,093,360	13,721,304	12,733,378
純 資 産 (千円)	2,195,123	2,095,628	12,531,283	11,249,393
1 株当たり純資産 (円)	47.76	45.59	240.22	208.71

- (注) 1. 当社は、2021年6月4日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産を算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な子会社及び関連会社の状況（2022年12月31日現在）

① 重要な子会社及び関連会社の状況

会社名	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有割合又は 被所有権割合（％）	関係内容
セーフィーベンチャーズ株式会社	東京都品川区	50	スタートアップ企業を中心に、広く先進的IT・サービス企業への投資	100	役員の兼任あり 資金援助あり
MUSVI株式会社	東京都品川区	200	実空間接続プラットフォームの開発・企画・運営・テレプレゼンスシステムの販売・リース及びコンサルティング	20	サービスの一部を当社に提供 役員の兼任あり

(注) 2022年7月1日にセーフィーベンチャーズ株式会社を設立し、同社を連結子会社といたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループにおきましては、対処すべき主な課題は以下のとおりとなります。

① 優秀な人材の採用と育成

当社グループの持続的な成長のためには、多岐にわたる経歴を持つ優秀な人材を多数採用し、営業体制や企画開発体制、管理体制等を整備していくことが重要であると捉えております。特に経営戦略の実現の中で、業界毎の顧客ニーズを正確に把握し、業界別のソリューションを開発していくことが重要と考えており、顧客ニーズを適切に把握できる営業や企画開発の人員を強化していくことが必要であります。当社グループのミッションや事業内容に共感し、高い意欲を持った優秀な人材を採用していくために、積極的な採用活動を進めるとともに、高い意欲を持って働ける環境や仕組みの構築に取り組んでまいります。

② 情報管理体制の継続的な強化

当社グループは多くの個人情報扱っており、情報管理体制を継続的に強化していくことが重要であると考えております。当社グループの経営方針に従って、映像から未来をつくるために、当社グループは膨大な顧客の映像データを管理することになり、プラットフォーマーとしての健全性を強く求められると認識しております。当社グループで取り扱う映像データは個人が特定できる鮮明な画像であることが多く、原則として個人情報に該当するため、現在も個人情報保護に係る施策には万全の注意を払っておりますが、今後も社外有識者との会議を含め、社内体制や管理方法の強化・整備を行ってまいります。

③ 技術力の強化と追加サービスの展開

大量の映像データの処理及び解析に係る技術力は当社グループの競争力の源泉であり、事業の成長を支える基盤でもあることから、継続的な改善、強化が重要であると考えております。優秀な技術者の採用や先端技術への投資・モニタリング等を通じて、技術力の向上に取り組んでまいります。また映像プラットフォームとしての価値向上のために、自社サービスの追加開発や、他社のソリューションが提供しやすい仕組みを継続的に開発し続けてまいります。

④ 利益及びキャッシュ・フローの創出（収益化）

当社グループは、事業拡大を目指し、開発投資や広告宣伝活動等に積極的に投資を進めており、2022年12月期は営業損失を計上しております。当社グループの収益の中心は、サブスクリプション方式でお客さまに提供しており、継続して利用されることで収益が積みあがるストック型の収益モデルになります。一方で開発費用やユーザーの獲得費用が先行して計上される特徴があり、中長期的なキャッシュ・フロー、利益の最大化のために短期的には赤字が先行することが一般的です。当社グループでは事業の拡大に伴い、ストック収益が順調に積みあがることで、先行投資として計上される開発費用やユーザーの獲得費用が売上高に占める割合は低下し、将来的には持続的にキャッシュ・フロー、利益を創出できる体質に改善すると見込んでおります。

(5) 主要な事業内容（2022年12月31日現在）

事業区分	事業内容
映像プラットフォーム事業	クラウド録画型映像プラットフォーム「Safie」の開発・運営および関連サービスの提供

(6) 主要な営業所及び工場（2022年12月31日現在）

本社	東京都品川区
----	--------

(7) 使用人の状況（2022年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
337（12）名	－

- (注) 1. 使用人数は就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者（パートタイマー）は年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。
2. 当連結会計年度より企業集団の使用人の状況を記載しているため、前連結会計年度との比較は行っておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
337（12）名	81名増（6名増）	34.8歳	1.79年

- (注) 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者（パートタイマー）は年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2022年12月31日現在）

借入先	借入額
株式会社日本政策金融公庫	105百万円
株式会社三菱UFJ銀行	20百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（2022年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 180,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 53,876,476株
 (3) 株主数 7,947名
 (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
佐 渡 島 隆 平	13,395千株	24.86%
下 崎 守 朗	5,979	11.10
ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社	4,640	8.61
森 本 数 馬	4,125	7.66
オリックス株式会社	2,600	4.83
キャノンマーケティングジャパン株式会社	2,600	4.83
関西電力株式会社	1,920	3.56
31 VENTURES - グローバル・ブレイン - グロース I 合同会社	1,737	3.23
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,341	2.49
MSIP CLIENT SECURITIES（常任代理人 モルガン・スタンレーM&A証券株式会社）	1,167	2.17

（注）持株比率は発行済株式の総数より自己株式数（1,544株）を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

当社は、取締役（社外取締役を除く。）4名に対して譲渡制限付株式の付与のため、2022年4月14日付で普通株式6,620株を交付いたしました。

(6) その他株式に関する重要な事項

発行済株式の総数

1. ストックオプションの行使により、発行済株式の総数は1,714,000株増加しております。
2. 譲渡制限付株式の発行により、発行済株式の総数は19,476株増加しております。

3. 新株予約権等の状況

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 5 回 新 株 予 約 権	第 9 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2018年6月21日	2019年10月4日
新 株 予 約 権 の 数		100個	666個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式(注) 1 100,000株 (新株予約権 1 個につき 1,000株)	普通株式(注) 1 666,000株 (新株予約権 1 個につき 1,000株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権 1 個当たり8,000円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権 1 個当たり 125,000円 (1 株当たり 125円)	新株予約権 1 個当たり 400,000円 (1 株当たり 400円)
権 利 行 使 期 間		2020年6月22日から 2028年6月21日まで	2019年10月31日から 2029年10月30日まで
行 使 の 条 件		(注) 2	(注) 3
役 員 の 保有状況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 100個 目的となる株式数 100,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 666個 目的となる株式数 666,000株 保有者数 4名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 保有者数 -名	新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 保有者数 -名
	監 査 役	新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 保有者数 -名	新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 保有者数 -名

		第 1 2 回 新 株 予 約 権	第 1 3 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2020年8月19日	2021年6月14日
新 株 予 約 権 の 数		40個	5,500個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式(注) 1 40,000株 (新株予約権 1 個につき 1,000株)	普通株式(注) 1 550,000株 (新株予約権 1 個につき 100株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権 1 個当たり 410,000円 (1 株当たり 410円)	新株予約権 1 個当たり 243,000円 (1 株当たり 2,430円)
権 利 行 使 期 間		2022年8月20日から 2030年8月19日まで	2023年6月15日から 2031年6月14日まで
行 使 の 条 件		(注) 2	(注) 2
役 員 の 保有状況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 20個 目的となる株式数 20,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 5,300個 目的となる株式数 530,000株 保有者数 4名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 20個 目的となる株式数 20,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 保有者数 -名
	監 査 役	新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 保有者数 -名	新株予約権の数 200個 目的となる株式数 20,000株 保有者数 3名

(注) 1.2021年6月14日付株式分割（1株につき1,000株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

- 2.① 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は本新株予約権を保有する者（以下「権利者」という。）について「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」各号に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- ② 権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- ③ 当社又は子会社の使用人である権利者については、アルバイト（一週間の所定労働時間が同一の事務所に雇用される通常の使用人の一週間の所定労働時間に比し短い使用人を意味する。）である期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。

- ④ 本新株予約権の行使は1新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- 3.① 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権または権利者について「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」各号に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使はみとめられないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- ② 権利者は、本新株予約権の行使期間において次に掲げる各事由が生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができない。
- (a) 行使価格を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行又は処分が行われた場合（振込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。
- (b) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（但し、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
- (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となったとき。
- ③ 当社又は子会社の使用人である権利者については、アルバイト（一週間の所定労働時間が同一の事務所に雇用される通常の使用人の一週間の所定労働時間に比し短い使用人を意味する。）である期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。
- ④ 本新株予約権の行使は1新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2022年12月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	佐 渡 島 隆 平	CEO
取 締 役	下 崎 守 朗	新規ビジネス開発担当
取 締 役	森 本 数 馬	CTO
取 締 役	古 田 哲 晴	経営管理本部長兼CFO
取 締 役	岩 田 彰 一 郎	株式会社フォース・マーケティングアンドマネージメント 代表取締役社長 エステー株式会社 社外取締役 Arithmer株式会社 社外取締役 株式会社Hacobu 社外取締役
常 勤 監 査 役	中 島 早 香	レンティオ株式会社 社外監査役
監 査 役	工 藤 克 己	株式会社AIR-U 社外監査役
監 査 役	岡 田 淳	森・濱田松本法律事務所 パートナー ワンダープラネット株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役岩田彰一郎氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役中島早香氏、監査役工藤克己氏及び監査役岡田淳氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役中島早香氏は、監査法人での会計監査経験があり、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また常勤での監査等委員としての経験を有しており、その知識経験に基づき、議案審議等に適宜助言又は提言を行っております。
4. 監査役工藤克己氏は、事業会社の取締役等を長年務めたことから、経営に関する豊富な経験と知見を有しており、その知識経験に基づき、議案審議等に適宜助言又は提言を行っております。
5. 監査役岡田淳氏は、弁護士として企業法務に精通し、その専門家としての豊富な経験、法律に関する高い見識等を有していることから、社外監査役として適任であると判断しております。
6. 社外取締役及び社外監査役が役員等を兼務する他の法人等と当社の間に重要な取引その他の特別の関係はありません。
7. 当社は、社外取締役岩田彰一郎氏並びに社外監査役中島早香氏及び社外監査役工藤克己氏の3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

(3) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

① 被保険者の範囲

当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員

② 保険契約の内容の概要

被保険者が①の会社の役員等としての職務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求等がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものです。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った被保険者自身の損害等は補償対象外とすること、また一定額に至らない損害については填補の対象としないことにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。保険料は全額当社が負担します。

(5) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年3月1日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

1. 基本方針

1) 報酬の体系

当社の取締役（社外取締役を含む。以下同様。）の報酬は、金銭による基本報酬及び非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬により構成する。なお、各業務執行取締役について、今後業績連動報酬が、各業務執行取締役の継続的かつ中長期的な業績向上への意欲を高め、企業価値の継続的な向上を図るインセンティブとして機能すると判断した場合には、さらにこれを組み合わせた報酬体系とする。

2) 報酬の水準

当社の業務執行取締役の報酬水準は、当社の中長期的な成長を担う人材を確保、維持できる水準を目標とする。また、当社の社外取締役の報酬水準は、当社の業務の適正を確保するため、財務、会計、法務等、専門的知見を有し、株主の目線に立った、適切な意見を経営に反映させることができる人材及び当社の中長期的な成長戦略の実現に必要な専門的知見を有し、当社の中長期的な成長を担うことができる人材を確保、維持できる水準を目標とする。

2. 金銭による固定報酬である基本報酬の算定方法及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

当社の個人別の取締役の金銭による基本報酬は、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する国内外の企業との比較及び当社の業績並びに財務状況を考慮しつつ、個々の職責及び業績貢献に基づき、総合的に勘案して決定し、毎月定額を支給する。

3. 非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬の内容及び額若しくは数並びに算定方法の決定に関する方針

当社の取締役に対して、中長期的な業績向上に向けたインセンティブを適切に付与することを目的として、毎年一定の時期に（主に定時株主総会後に速やかに）、株主総会において金銭による基本報酬と別枠で承認を得た報酬上限額の範囲内にて、譲渡制限付株式報酬を支給する。譲渡制限付株式報酬の支給額については、基本報酬と比較して過大にならない範囲で、個別の取締役の職責、業績等を総合的に考慮して決定する。

4. 金銭による固定報酬である基本報酬の額及び非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬の額の取締役の個人別の報酬額に対する割合の決定に関する方針

当社の各業務執行取締役の報酬の種類ごとの割合は、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する国内外の企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえた構成とし、当社の企業価値の継続的な向上への適切なインセンティブとして機能するよう設計する。

5. 取締役の個人別の報酬額についての決定に関する事項

当社の個人別の取締役の報酬額については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において本決定方針に従い業績の状況、経営環境等を勘案し、独立社外取締役、代表取締役、社外有識者の3名からなる報酬諮問委員会で検討し作成した報酬案について、取締役会において妥当性について審議した上で決定する。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	69,206 (5,400)	60,209 (5,400)	－ (－)	8,996 (－)	5 (1)
監査役 (うち社外監査役)	15,630 (15,630)	15,630 (15,630)	－	－	3 (3)
合計 (うち社外役員)	84,836 (21,030)	75,839 (21,030)	－ (－)	8,996 (－)	8 (4)

- (注) 1. 取締役の金銭報酬の額は、2021年3月31日開催の第7回定時株主総会において年額300百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち、社外取締役は1名）です。また、2022年3月30日開催の第8回定時株主総会において、当社の取締役に株主価値の最大化を図るための中長期的なインセンティブを与え、株主の皆様との一層の価値共有を目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入することを決議いただきました。当制度による報酬は、上記の取締役の報酬限度額とは別枠として、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額50百万円以内としています。上記金額はその譲渡制限付株式報酬を含んでおります。当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち、社外取締役は1名）です。なお、2023年3月30日開催の第9回定時株主総会において、当社の社外取締役を含めた取締役が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、上記の社外取締役を対象に含めない譲渡制限付株式に関する報酬等の制度の内容を変更し、当社の社外取締役を含めた取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等の制度を導入することを決議する予定です。当制度による報酬は、上記の報酬限度額とは別枠として、当社の取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額50百万円以内（うち社外取締役10百万円以内）とします。
2. 監査役の金銭報酬の額は、2021年3月31日開催の第7回定時株主総会において年額30百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。
3. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、当事業年度における交付状況は「2. (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

③ 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役岩田彰一郎氏は、株式会社フォース・マーケティングアンドマネージメントの代表取締役社長、エステー株式会社、Arithmer株式会社及び株式会社Hacobuの社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役中島早香氏は、株式会社レンティオの社外監査役であります。当社と兼職先の間には特別の関係はありません。
- ・監査役工藤克己氏は、株式会社AIR-Uの社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役岡田淳氏は、森・濱田松本法律事務所のパートナー及びワンダープラネット株式会社の非常勤監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 岩 田 彰 一 郎	当事業年度に開催された取締役会16回のうち全てに出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役 中 島 早 香	当事業年度に開催された取締役会16回のうち全てに出席いたしました。また、当事業年度において開催された監査役会14回のうち全てに出席しました。出席した取締役会において、常勤監査役としてまた公認会計士としての専門的見地から、主にガバナンス及び財務・会計等の観点から適宜発言を行っております。
監査役 工 藤 克 己	当事業年度に開催された取締役会16回のうち全てに出席いたしました。また、当事業年度において開催された監査役会14回のうち全てに出席しました。出席した取締役会において、経営に関する豊富な経験と知見に基づき適宜発言を行っております。
監査役 岡 田 淳	当事業年度に開催された取締役会16回のうち全てに出席いたしました。また、当事業年度において開催された監査役会14回のうち全てに出席しました。出席した取締役会において、弁護士として企業法務に精通し、その専門家としての豊富な経験、法律に関する高い見識等に基づき適宜発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	29,925千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29,925千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(6) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) リスクコンプライアンス規程を制定運用する。
- (2) 内部監査および監査役監査を実施し、職務の執行が法令および定款に適合していることを確認する。
- (3) 内部通報制度の有効性を確保するための規程を制定し、業務執行に係るコンプライアンス違反およびそのおそれに関して、通報・相談を受け付けるための窓口を設置する。
- (4) 定款および規程を整備し、取締役および使用人が常に目をとおせる状態にする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

職務の執行に係る文書その他の情報は、文書管理規程を制定し、保存・管理をする。なお、取締役および監査役は、これらの文書等を常時閲覧できる体制としており、保存・管理体制は必要に応じて見直し等を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 損失の危険（以下、「リスク」という。）の予防および発生したリスクへの対処につきリスクコンプライアンス規程を制定・運用するとともに使用人への教育を行う。
- (2) 取締役および執行役員は、その所掌の範囲のリスクを洗出し、常に状況を把握するとともに定期的に取り締役に報告する。
- (3) 内部監査の実施および指摘事項がある場合、適切かつ速やかに対処する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 職務権限規程等職務執行に関連する規程を整備・運用する。
- (2) 各組織単位に取り締役または執行役員を置き、所定の権限を持ち職務執行するとともに、業務執行状況を取り締役に報告する。
- (3) 稟議規程に基づく各階層の決裁者間で業務執行内容をチェックし、執行段階での牽制機能が働くようにする。
- (4) 代表取締役社長、取締役および執行役員による経営会議を実施し、経営状況を共有するとともに、各組織の活動状況を把握し取締役自らの業務執行の効率化を図る。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が求めた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役補助人を任命し、当該監査業務の補助に当たらせる。

6. 監査役補助人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役補助人は、監査役の指揮命令に従って、監査業務を補佐するものとする。
- (2) 当該監査役補助人の任免、異動、人事考課、懲罰については、監査役の同意を得たうえで行うものとし、取締役からの独立性を確保するものとする。

7. 監査役補助人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役補助人が監査役の指揮命令に従う旨を取締役および使用人に周知徹底する。

8. 取締役および使用人が監査役または監査役会に報告するための体制と当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 取締役および使用人は、監査役の要請に応じて報告をするとともに、職務執行の状況、経営に重大な影響を及ぼす事実等の重要事項について、適時・適切に監査役または監査役会に直接または関係部署を通じて報告し、監査役と情報を共有する。
- (2) 監査役は、取締役会等重要な会議に出席し、付議事項について情報を共有する。
- (3) 重要な稟議書は、決裁者による決裁後監査役は確認することができ、業務執行状況が逐一報告される体制とする。
- (4) 前3項の報告を行った者に対し、内部通報処理規程に基づいて、報告したことを理由とする不利な扱いを禁止する。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

監査役が職務の執行について生ずる費用等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用の精算処理を行う。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表取締役社長と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。また、必要に応じて当社の取締役及び重要な使用人からヒアリングを行う。
- (2) 内部監査人、会計監査人との定期的な連絡会を設け連携を深め、実効的監査が行えるようにする。

1 1.財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの整備を経営上の最重要事項の一つとして位置付け、財務報告の信頼性確保を推進する。
- (2) 内部統制が有効に機能する体制構築を図り、財務報告における虚偽記載リスクを低減し、未然に防ぐように管理する。
- (3) 財務報告の信頼性を確保するために、内部監査人が核となる評価チームにより、業務プロセスのリスク評価を継続的に実施するとともに、評価結果を代表取締役社長に報告する。
- (4) 必要に応じて、金融商品取引法等の関連法令との適合性を考慮したうえで、諸規程の整備および運用を行う。

1 2.反社会勢力排除に向けた基本的な体制

当社は、反社会的勢力による民事介入暴力が発生した場合の対応を目的として制定した反社会的勢力対応規程に基づき適切に行動する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

a. 取締役会

当社の取締役会は、代表取締役社長佐渡島隆平が議長を務め、取締役 森本数馬、取締役 下崎守朗、取締役 古田哲晴、社外取締役岩田彰一郎の5名で構成されております。当社では取締役会を会社全体の基本方針・戦略の策定、重要業務の執行に関する決定及び業務執行の監督機関として位置付け、毎月1回の定例取締役会及び適宜臨時取締役会を開催しております。

b. 監査役会

当社の監査役会は、社外監査役（常勤）中島早香が議長を務め、社外監査役工藤克己、社外監査役岡田淳の3名で構成されております。当社では、毎月1回監査役会を開催し、取締役の業務執行の監督及び監査に必要な重要な事項の協議・決定を行なっております。さらに、監査役はその他重要会議への出席等において、経営の状態、事業遂行の状況、財務の状況、内部監査の実施状況、リスク管理及びコンプライアンスの状況等の報告を受けております。また、常勤監査役は、内部監査室と定期的に意見交換を行うとともに、監査役会は、四半期に一度、三者連絡会にて会計監査人及び内部監査人との連携を図っております。

c. 会計監査人

当社は、有限責任あずさ監査法人を会計監査人に選任しており、独立した立場からの会計監査を受けております。

d. 内部監査

当社は、内部監査室を設置し、専任の担当者 1 名により内部監査を実施しております。内部監査人は、代表取締役社長からの指示により必要な監査・調査を定期的の実施し、業務執行の妥当性・効率性やリスク管理体制の遵守・整備状況などを幅広く検証しております。

内部監査の結果については、代表取締役社長に報告し経営に反映させております。

e. リスク・コンプライアンス委員会

当社のリスク・コンプライアンス委員会は代表取締役社長佐渡島隆平が議長を務め、10 名で構成されております。当社では、リスク管理体制及びコンプライアンス体制の充実、徹底を図るため、半期毎にリスク・コンプライアンス委員会を開催して、リスク・コンプライアンス上の重要な事項を協議しております。

f. 報酬諮問委員会

当社の報酬諮問委員会は社外取締役岩田彰一郎が議長を務め、3名で構成されております。1年に 1 回報酬諮問委員会を開催し、取締役の報酬の方針及び個別の報酬を協議しております。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針及び買収防衛策については、特に定めておりません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、株主に対する利益還元と同時に、財務体質の強化及び競争力の確保を経営の重要課題として位置付けています。現時点では、当社グループは成長過程にあると考えており、内部留保の充実を図り、事業拡大と事業の効率化のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えています。そのため、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

なお、剰余金の配当については、会社法第459条第 1 項の規定に基づき、取締役会の決議によって定める旨を定款に規定しています。

連結貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	11,234,666	流 動 負 債	1,389,628
現金及び預金	8,771,628	買 掛 金	556,961
電子記録債権	9,500	1年内返済予定の長期借入金	31,656
売 掛 金	1,137,084	未 払 法 人 税 等	29,869
契 約 資 産	15,850	契 約 負 債	72,034
商 品	1,022,136	賞 与 引 当 金	55,620
そ の 他	281,583	そ の 他	643,486
貸 倒 引 当 金	△ 3,116	固 定 負 債	94,446
固 定 資 産	1,490,513	長 期 借 入 金	94,204
有 形 固 定 資 産	－	繰 延 税 金 負 債	242
建 物	16,865	負 債 合 計	1,484,074
減 価 償 却 累 計 額	△ 16,865	(純 資 産 の 部)	
建 物 (純 額)	－	株 主 資 本	11,235,590
工 具、器 具 及 び 備 品	25,595	資 本 金	5,476,879
減 価 償 却 累 計 額	△ 25,595	資 本 剰 余 金	7,962,262
工 具、器 具 及 び 備 品 (純額)	－	利 益 剰 余 金	△ 2,203,384
投 資 そ の 他 の 資 産	1,490,513	自 己 株 式	△ 167
投 資 有 価 証 券	1,056,301	その他の包括利益累計額	549
そ の 他	434,211	その他有価証券評価差額金	549
繰 延 資 産	363	新 株 予 約 権	5,328
創 立 費	363	純 資 産 合 計	11,241,467
資 産 合 計	12,725,542	負 債 純 資 産 合 計	12,725,542

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2022年 1 月 1 日から)
(2022年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目						金 額
売上	原価	高価				9,252,550
売上	総利	益				4,896,035
販売費	及び	一般	管理	費		4,356,514
営業	業	損	収	失		5,640,264
営業	外	収	益			1,283,749
受取	成	金	利	息	19	
補助	助	金	収	入	754	
補保	険	金	収	入	1,000	
その		の	差	益	1,809	
営業	外	費	用	他	1,283	4,866
支	払	利	息		757	
為替	替	差	損		7,501	
投資	事業	組	合	運	9,859	
その	の	の	損	他	1,700	19,818
経	常	損	失			1,298,701
特	別	損	失			
固定	資	産	除	却	97	
減	損	損	失		131,632	131,730
税金	等	調	整	前	当	期
法人	税	、	住	民	税	及
当	期	純	損	失		
親	会	社	株	主	に	帰
属	す	る	当	期	純	損
失						1,434,321

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2022年 1 月 1 日から)
(2022年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	5,404,872	7,890,254	△ 769,062	△ 108	12,525,955
当 連 結 会 計 年 度 変 動 額					
新 株 の 発 行	13,233	13,233	－	－	26,467
新株の発行(新株予約権の行使)	58,773	58,773	－	－	117,547
親会社株主に帰属する当期純損失	－	－	△ 1,434,321	－	△ 1,434,321
自 己 株 式 の 取 得	－	－	－	△ 58	△ 58
株主資本以外の項目の当連結 会 計 年 度 変 動 額 (純 額)	－	－	－	－	－
当連結会計年度変動額合計	72,007	72,007	△ 1,434,321	△ 58	△ 1,290,365
当 連 結 会 計 年 度 末 残 高	5,476,879	7,962,262	△ 2,203,384	△ 167	11,235,590

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	－	－	5,328	12,531,283
当 連 結 会 計 年 度 変 動 額				
新 株 の 発 行	－	－	－	26,467
新株の発行(新株予約権の行使)	－	－	－	117,547
親会社株主に帰属する当期純損失	－	－	－	△ 1,434,321
自 己 株 式 の 取 得	－	－	－	△ 58
株主資本以外の項目の当連結 会 計 年 度 変 動 額 (純 額)	549	549	－	549
当連結会計年度変動額合計	549	549	－	△ 1,289,815
当 連 結 会 計 年 度 末 残 高	549	549	5,328	11,241,467

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 1 社
- ・ 主要な連結子会社の名称 セーフィーベンチャーズ株式会社

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・ 持分法適用の非連結子会社及び関連会社数 1 社
- ・ 主要な会社等の名称 MUSVI株式会社

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する注記

① 連結の範囲の変更

当連結会計年度において、セーフィーベンチャーズ株式会社を2022年7月1日付で新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

② 持分法の適用の範囲の変更

当連結会計年度において、MUSVI株式会社に新たに出資したため、持分法適用の範囲に含めております。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

・ その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業組合への出資は、投資事業組合財産の持分相当額を投資その他の資産の「投資有価証券」として計上しております。投資事業組合への出資金額を「投資有価証券」に計上し、投資事業組合が獲得した純損益の持分相当額を「営業外損益」に計上するとともに同額を「投資有価証券」に加減し、投資事業組合からの配当については、「投資有価証券」を減額させております。

□. 棚卸資産

・商品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～18年

工具、器具及び備品 4～10年

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

□. 賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

④ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

・スポット収益

主にカメラ機器等の販売であり、顧客との販売契約等に基づいてカメラ機器等を引き渡す履行義務を負っております。カメラ機器等の販売については、顧客に物品を引き渡した時点において、顧客が当該商品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該履行義務の充足時点で収益を認識しております。ただし、商品の国内の販売において、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの時間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

取引の対価は履行義務を充足してからおおよそ1ヵ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

- ・リカーリング収益

主にSaaS型クラウドサービス及びレンタルサービスであり、顧客との契約に基づいて一定の期間にわたり均一のサービスを提供しているため、履行義務の充足の進捗度（時の経過）に応じて収益を計上しております。

取引の対価は履行義務を充足してからおおよそ１ヵ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

- . 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

- ハ. 重要な繰延資産の処理方法

- ・株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

- ・創立費

５年間の定額法により償却を行っております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金の当期首残高へ与える影響はありません。

また、当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 非上場株式の評価

- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
- | | |
|----------------------|-----------|
| 投資有価証券のうち、非上場株式 | 969,971千円 |
| 投資有価証券のうち、投資事業組合への出資 | 86,330千円 |

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

非上場株式については、市場価格のない株式等であり、取得原価をもって貸借対照表価額としております。当社グループは、複数の非上場企業に対して投資先企業の将来の成長による超過収益力を見込んで、発行会社の1株当たり純資産額を基礎とした金額に比べて相当程度高い価額での投資を行っております。当該非上場株式の評価にあたっては、投資先企業の超過収益力等に毀損が生じた際に、これを反映した実質価額が取得価額の50%程度以上低下している場合は、取得価額を実質価額まで減損する処理を行っております。

投資先企業の投資時における超過収益力の毀損の有無を検討するにあたっては、事業計画の達成状況、将来の成長性、業績に関する見通しや資金調達の状況等を総合的に勘案し、検討を行っております。これらの見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際の投資先の業績が見積りと異なる場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

- ① 当連結年度の連結計算書類に計上した金額
- | | |
|-------------|-----------|
| 有形固定資産 | －千円 |
| 無形固定資産 | －千円 |
| 投資その他の資産（注） | －千円 |
| 減損損失 | 131,632千円 |

（注）固定資産の減損に係る会計基準の対象資産となります。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定に当たっては慎重に検討しておりますが、事業計画や市場環境の変化により、その見積り額の前提とした条件や仮定に変更が生じ減少した場合、翌連結会計年度に減損処理が必要となる可能性があります。

4. 会計上の見積りの変更に関する注記

(1) 耐用年数の変更

当連結会計年度において、当社及び連結子会社は本社オフィスの解約を申し入れたため、解約後に利用見込みのない固定資産について耐用年数を短縮しております。これにより従来の方法に比べて、当連結会計年度の営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失はそれぞれ6,150千円増加しております。

(2) 資産除去債務の見積りの変更

当連結会計年度において、当社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、原状回復費用の新たな情報の入手に伴い、原状回復費用及び(1)耐用年数の変更に伴い使用見込期間に関して見積りの変更を行いました。この見積りの変更による増加額13,298千円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

なお、当該見積りの変更により、当連結会計年度の営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失はそれぞれ3,398千円増加しております。

5. 連結損益計算書に関する注記

(1) 固定資産の減損

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	金額（千円）
東京都品川区	本社	建物	54,109
		工具、器具及び備品	29,222
		無形固定資産	4,579
		その他（投資その他の資産）	43,722
合計			131,632

① 資産のグルーピング方法

当社グループは映像プラットフォーム事業の単一事業であることから、事業用資産は全体で一つの資産グループとしております。

② 減損損失に至った経緯

中長期の事業計画を見直し、翌期以降も成長投資を継続することとしており、特に、2023年度・2024年度は新オフィスの移転・さらなる人材投資を加速させる計画となっております。この中長期の経営戦略を前提とし、当連結会計年度において中長期の事業計画を見直し、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として特別損失に計上いたしました。

③ 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は使用価値により測定し、将来キャッシュ・フローがマイナスのため、回収可能価額をゼロとしております。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- | | |
|--|-------------|
| (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数 | |
| 普通株式 | 53,876,476株 |
| (2) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数 | |
| 普通株式 | 2,674,000株 |

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、人員計画や設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入及び増資）を調達しております。また、当社グループは、デリバティブは一切利用しておらず、資金運用については原則として短期的な預金等に限定しております。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務提携に関する株式及び投資育成を目的とした非上場株式及び投資事業組合への出資であります。これらは、発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日のものであります。

借入金は、主に営業活動に必要な資金の調達を目的としたものであり、流動性リスクに晒されております。また、一部の借入金は変動金利であり、金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権について、法務部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、長期借入金の金利変動リスクについて、分割弁済によりその影響を緩和するとともに、経営企画部において管理しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき、経営企画部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。また、手元流動性を確保するために、当座貸越契約を締結しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
長期借入金（1年内返済 予定の長期借入金を含む）	125,860	125,726	△134
負 債 計	125,860	125,726	△134

(※1) 「現金及び預金」、「電子記録債権」、「売掛金」、「買掛金」並びに「未払法人税等」については、現金であること、並びに預金、電子記録債権、売掛金、買掛金及び未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等は、上表には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区 分	当 連 結 会 計 年 度 (千 円)
非上場株式	969,971

(※3) 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については記載を省略しております。当該出資の連結貸借対照表計上額は86,330千円であります。

(注) 1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1 年 以 内	1 年 超 5 年 以 内	5 年 超 10 年 以 内	10 年 超
現 金 及 び 預 金	8,771,628	—	—	—
電 子 記 録 債 権	9,500	—	—	—
売 掛 金	1,137,084	—	—	—
合 計	9,918,212	—	—	—

(注) 2. 長期借入金（1年内返済予定のものを含む）の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1 年 以 内	1 年 超 2 年 以 内	2 年 超 3 年 以 内	3 年 超 4 年 以 内	4 年 超 5 年 以 内	5 年 超
長 期 借 入 金	31,656	91,656	1,656	892	—	—
合 計	31,656	91,656	1,656	892	—	—

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区 分	時 価 (千円)			
	レ ベ ル 1	レ ベ ル 2	レ ベ ル 3	合 計
長 期 借 入 金	—	125,726	—	125,726
負 債 計	—	125,726	—	125,726

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものの時価は、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

固定金利によるものの時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	当 連 結 会 計 年 度
リカーリング収益	6,527,876
スポット収益	2,724,674
顧客との契約から生じる収益	9,252,550
その他の収益	－
外部顧客への売上高	9,252,550

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (5)会計方針に関する事項

④その他連結計算書類の作成のための重要な事項 イ. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当 連 結 会 計 年 度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	1,091,014
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	1,146,584
契約資産（期首残高）	－
契約資産（期末残高）	15,850
契約負債（期首残高）	54,928
契約負債（期末残高）	72,034

契約負債は、主に顧客から契約期間分の対価を一括で受領すること等による前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。なお、顧客との契約から受け取る対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額

208円56銭

(2) 1株当たりの当期純損失

27円05銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	11,142,865	流 動 負 債	1,389,538
現 金 及 び 預 金	8,678,727	買 掛 金	556,961
電 子 記 録 債 権	9,500	1年内返済予定の長期借入金	31,656
売 掛 金	1,137,084	未 払 金	367,811
契 約 資 産	15,850	未 払 費 用	218,772
商 品	1,022,136	未 払 法 人 税 等	29,779
貯 蔵 品	11,216	契 約 負 債	72,034
前 渡 金	30,109	預 り 金	56,902
前 払 費 用	191,397	賞 与 引 当 金	55,620
そ の 他	49,959	固 定 負 債	94,446
貸 倒 引 当 金	△ 3,116	長 期 借 入 金	94,204
固 定 資 産	1,590,513	繰 延 税 金 負 債	242
有 形 固 定 資 産	－	負 債 合 計	1,483,984
建 物	16,865	(純 資 産 の 部)	
減 価 償 却 累 計 額	△ 16,865	株 主 資 本	11,243,516
建 物 (純 額)	－	資 本 金	5,476,879
工 具 、 器 具 及 び 備 品	25,595	資 本 剰 余 金	7,962,262
減 価 償 却 累 計 額	△ 25,595	資 本 準 備 金	7,035,129
工 具 、 器 具 及 び 備 品 (純額)	－	そ の 他 資 本 剰 余 金	927,132
投 資 そ の 他 の 資 産	1,590,513	利 益 剰 余 金	△ 2,195,458
投 資 有 価 証 券	86,330	そ の 他 利 益 剰 余 金	△ 2,195,458
関 係 会 社 株 式	200,000	オープンイノベーション 促 進 税 制 積 立 金	25,000
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	869,971	繰 越 利 益 剰 余 金	△ 2,220,458
そ の 他	434,211	自 己 株 式	△ 167
資 産 合 計	12,733,378	評 価 ・ 換 算 差 額 等	549
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	549
		新 株 予 約 権	5,328
		純 資 産 合 計	11,249,393
		負 債 純 資 産 合 計	12,733,378

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2022年 1 月 1 日から)
(2022年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		9,252,550
売上原価		4,896,035
売上総利益		4,356,514
販売費及び一般管理費		5,640,258
営業損失		1,283,743
営業外収益		
受取利息	1,168	
補助金収入	1,000	
保険差益	1,809	
業務受託収入	6,000	
その他の	2,037	12,015
営業外費用		
支払利息	757	
為替差損	7,501	
投資事業組合運用損	9,859	
その他の	1,018	19,137
経常損失		1,290,865
経常特別損失		
固定資産除却損	97	
減損損失	131,632	131,730
税引前当期純損失		1,422,596
法人税、住民税及び事業税	3,800	3,800
当期純損失		1,426,396

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年 1 月 1 日から)
(2022年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					オープンイノベーション促進税制積立金	繰越利益剰余金	
当 期 首 残 高	5,404,872	6,963,122	927,132	7,890,254	－	△ 769,062	△ 769,062
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	13,233	13,233	－	13,233	－	－	－
新株の発行（新株予約権の行使）	58,773	58,773	－	58,773	－	－	－
当 期 純 損 失	－	－	－	－	－	△ 1,426,396	△ 1,426,396
オープンイノベーション促進税制積立金の積立	－	－	－	－	25,000	△ 25,000	－
自 己 株 式 の 取 得	－	－	－	－	－	－	－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－
当 期 変 動 額 合 計	72,007	72,007	－	72,007	25,000	△ 1,451,396	△ 1,426,396
当 期 末 残 高	5,476,879	7,035,129	927,132	7,962,262	25,000	△ 2,220,458	△ 2,195,458

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当 期 首 残 高	△ 108	12,525,955	－	－	5,328	12,531,283
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行	－	26,467	－	－	－	26,467
新株の発行（新株予約権の行使）	－	117,547	－	－	－	117,547
当 期 純 損 失	－	△ 1,426,396	－	－	－	△ 1,426,396
オープンイノベーション促進税制積立金の積立	－	－	－	－	－	－
自 己 株 式 の 取 得	△ 58	△ 58	－	－	－	△ 58
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	549	549	－	549
当 期 変 動 額 合 計	△ 58	△ 1,282,439	549	549	－	△ 1,281,890
当 期 末 残 高	△ 167	11,243,516	549	549	5,328	11,249,393

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業組合への出資は、投資事業組合財産の持分相当額を投資その他の資産の「投資有価証券」として計上しております。投資事業組合への出資金額を「投資有価証券」に計上し、投資事業組合が獲得した純損益の持分相当額を「営業外損益」に計上するとともに同額を「投資有価証券」に加減し、投資事業組合からの配当については、「投資有価証券」を減額させております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

イ. 商品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～18年
----	-------

工具、器具及び備品	4～10年
-----------	-------

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① スポット収益

主にカメラ機器等の販売であり、顧客との販売契約等に基づいてカメラ機器等を引き渡す履行義務を負っております。カメラ機器等の販売については、顧客に物品を引き渡した時点において、顧客が当該商品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該履行義務の充足時点で収益を認識しております。ただし、商品の国内の販売において、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの時間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

取引の対価は履行義務を充足してからおよそ1ヵ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

② リカーリング収益

主にSaaS型クラウドサービス及びレンタルサービスであり、顧客との契約に基づいて一定の期間にわたり均一のサービスを提供しているため、履行義務の充足の進捗度（時の経過）に応じて収益を計上しております。

取引の対価は履行義務を充足してからおよそ1ヵ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(6) その他計算書類作成のための基本となる事項

外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金の当期首残高へ与える影響はありません。

また、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「契約負債」に含めて表示しております。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 非上場株式の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式のうち、非上場株式	200,000千円
投資有価証券のうち、投資事業組合への出資	86,330千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

非上場株式については、市場価格のない株式等であり、取得原価をもって貸借対照表価額としております。当社は、複数の非上場企業に対して投資先企業の将来の成長による超過収益力を見込んで、発行会社の1株当たり純資産額を基礎とした金額に比べて相当程度高い価額での投資を行っております。当該非上場株式の評価にあたっては、投資先企業の超過収益力等に毀損が生じた際に、これを反映した実質価額が取得価額の50%程度以上低下している場合は、取得価額を実質価額まで減損する処理を行っております。

投資先企業の投資時における超過収益力の毀損の有無を検討するにあたっては、事業計画の達成状況、将来の成長性、業績に関する見通しや資金調達の状況等を総合的に勘案し、検討を行っております。これらの見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際の投資先の業績が見積りと異なる場合、翌事業年度の計算書類において、重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	－千円
無形固定資産	－千円
投資その他の資産（注）	－千円
減損損失	131,632千円

（注）固定資産の減損に係る会計基準の対象資産となります。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定に当たっては慎重に検討しておりますが、事業計画や市場環境の変化により、その見積り額の前提とした条件や仮定に変更が生じ減少した場合、翌事業年度に減損処理が必要となる可能性があります。

4. 会計上の見積りの変更に関する注記

(1) 耐用年数の変更

当事業年度において、当社は本社オフィスの解約を申し入れたため、解約後に利用見込みのない固定資産について耐用年数を短縮しております。これにより従来の方法に比べて、当事業年度の営業損失、経常損失及び税引前当期純損失はそれぞれ6,150千円増加しております。

(2) 資産除去債務の見積りの変更

当事業年度において、当社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、原状回復費用の新たな情報の入手に伴い、原状回復費用及び(1)耐用年数の変更に伴い使用見込期間に関して見積りの変更を行いました。この見積りの変更による増加額13,298千円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

なお、当該見積りの変更により、当事業年度の営業損失、経常損失及び税引前当期純損失はそれぞれ3,398千円増加しております。

5. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権、債務（区分表示したものを除く）

① 短期金銭債権	1,496千円
② 短期金銭債務	114千円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	360千円
営業取引以外の取引高	7,857千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	1,544株
------	--------

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	464,285千円
ソフトウェア	256,687千円
未払事業税	23,370千円
賞与引当金	17,033千円
減損損失	46,023千円
一括償却資産	6,927千円
差入保証金	4,068千円
未払費用	15,182千円
その他	30,627千円
繰延税金資産小計	864,206千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△464,285千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△399,920千円
評価性引当額小計	△864,206千円
繰延税金資産合計	－千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△242千円
繰延税金負債合計	△242千円
繰延税金負債（△）の純額	△242千円

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等
該当事項はありません。

(2) 関連会社等

種 類	会 社 等 の 名 称	議 決 権 等 の 所 有 (被所有)割合(%)	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 内 容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
子会社	セーフィーベン チャーズ株式会 社	所有 直接100.0%	役員の兼任	資金の貸付 (注)	869,971	関係会社 長期貸付金	869,971
				利息の受取 (注)	1,149	その他（流 動資産）	1,100

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(3) 役員及び個人主要株主等

種 類	会 社 等 の 名 称 又 は 氏 名	議 決 権 等 の 所 有 (被所有)割合(%)	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 内 容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
役員	佐渡島 隆平	被所有 直接24.8%	当社代表取 締役	ストック・ オプション の行使	45,976	預り金	44,104

(注) 2015年10月23日開催の取締役会の決議に基づき付与されたストック・オプションの当事業年度における権利行使を記載しております。

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (5)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

11. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たりの純資産額 208円71銭
- (2) 1株当たりの当期純損失 26円90銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年2月22日

セーフィー株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

植草 寛

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

井上 倫哉

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、セーフィー株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セーフィー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2023年2月22日

セーフィー株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	植草 寛
--------------------	-------	------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	井上 倫哉
--------------------	-------	-------

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、セーフィー株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか

検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に

準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第9期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1） 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実 は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該 内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指 摘すべき事項は認められません。

（2） 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3） 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年2月22日

	セ	ー	フ	ィ	ー	株	式	会	社	監	査	役	会
常勤監査役（社外監査役）	中	島	早	香	㊞								
監査役（社外監査役）	工	藤	克	己	㊞								
監査役（社外監査役）	岡	田	淳	㊞									

以 上

第1号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、あらためて取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	さ ど し ま り ゆ う へ い 佐渡島 隆平 (1979年10月23日)	1999年12月 Daigakunote.com 創業 2002年4月 ソネット株式会社（現 ソニーネットワー クコミュニケーションズ株式会社） 入社 2010年10月 モーションポートレート株式会社 入社 2014年10月 当社設立 代表取締役社長ＣＥＯ（現任）	13,395,207株
	【選任理由】 佐渡島隆平氏は、ソネット株式会社を経て2014年10月に当社を設立し、7年以上にわたり当社代表取締役として映像プラットフォーム事業を推進してまいりました。当社の持続的な成長のために、同氏が引き続き代表取締役社長として経営の指揮を執ることが最適であると判断し、取締役候補者となりました。		
2	しも ぎ き も り あ き 下崎 守朗 (1978年5月28日)	2003年4月 株式会社ソニー木原研究所 入所 2006年4月 株式会社ソニー木原研究所統廃合によりソ ニー株式会社（現 ソニーグループ株式会 社）へ転籍 2009年1月 ギャオソフト株式会社 入社 2013年12月 モーションポートレート株式会社 入社 2014年10月 当社設立 取締役（現任） 2023年2月 ヴィアゲート株式会社 代表取締役（現 任）	5,979,471株
	【選任理由】 下崎守朗氏は、株式会社ソニー木原研究所を経て2014年10月に当社を設立し、7年以上にわたり当社取締役森本数馬氏とともに企画・開発部門等を管掌として映像プラットフォーム事業を推進してまいりました。今後も当社が持続的な成長を続けていくために適切な人材と判断し、取締役候補者となりました。		

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
3	もりもと かず ま 森本 数馬 (1978年7月29日)	2001年4月 ソニー株式会社（現 ソニーグループ株式 会社） 入社 2012年8月 グリー株式会社 入社 2013年11月 モーションポートレート株式会社 入社 2014年10月 当社設立 取締役CTO（現任）	4,125,471株
	【選任理由】 森本数馬氏は、ソニー株式会社を経て2014年10月に当社を設立し、7年以上にわたり当社取締役 下崎守朗氏とともに開発部門を管掌として映像プラットフォーム事業を推進してまいりました。今後 も当社が持続的な成長を続けていくために適切な人材と判断し、取締役候補者となりました。		
4	ふる た てつ はる 古田 哲晴 (1982年3月27日)	2006年4月 McKinsey&Company Inc. 入社 2010年11月 株式会社産業革新機構 入社 2017年3月 当社入社 経営管理本部長 2019年10月 当社取締役経営管理本部長 兼 CFO（現任）	435,471株
	【選任理由】 古田哲晴氏は、McKinsey&Company Inc.、株式会社産業革新機構を経て2017年3月に当社に入 社し、取締役経営管理本部長兼CFOとしてコーポレート部門を管掌し、適切に職務を遂行しており ます。今後も当社が持続的な成長を続けていくために適切な人材と判断し、取締役候補者としまし た。		

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
5	い わ た し ょ う い ち ろ う 岩 田 彰 一 郎 (1950年8月14日生)	1973年3月 ライオン油脂株式会社（ライオン株式会 社） 入社 1986年3月 プラス株式会社 入社 1992年5月 同社 営業本部アスクル事業推進室室長 1997年3月 アスクル株式会社 代表取締役社長 2000年5月 同社 CEO 2006年6月 株式会社資生堂 社外取締役 2019年9月 株式会社フォース・マーケティングアン ドマネージメント設立 代表取締役社長 (現任) 2020年8月 当社 社外取締役 (現任) 2021年6月 エステー株式会社 社外取締役 (現任) 2021年9月 Arithmer株式会社 社外取締役 (現 任) 2022年5月 株式会社Hacobu 社外取締役 (現任)	80,000株
【選任理由及び期待される役割の概要】 岩田彰一郎氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は事業会社の代表取締役を長年務めたことか ら、経営に関するについて豊富な知見を有しており、引き続き当該知見を活かして取締役の職務執行 に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 岩田彰一郎氏は、社外取締役候補者であります。
3. 岩田彰一郎氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終
結の時をもって2年8ヶ月となります。
4. 当社は、岩田彰一郎氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠
償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定め
る最低責任限度額としており、同氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定で
あります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間
で締結し、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求がなされた場合の、被
保険者が被る損害賠償金及び争訟費用等を当該保険契約により填補することとしており、被保険者の
全ての保険料を当社が全額負担しております。取締役候補各補者は全て再任の候補者となるため、既に
当該保険契約の被保険者に含められており、選任後も引き続き被保険者となります。また次回更新時
には同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、岩田彰一郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再
任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

第2号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役の報酬限度額は、2021年3月31日開催の当社第7回定時株主総会において、年額300百万円以内として、ご承認をいただいております。また、かかる取締役の報酬限度額とは別枠として、2022年3月30日開催の当社第8回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額50百万円以内として、ご承認いただいております。

今般、当社は、当社の社外取締役を含めた取締役が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、上記の社外取締役を対象に含めない譲渡制限付株式に関する報酬等の制度の内容を変更し、当社の社外取締役を含めた取締役に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従って服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割当てることといたしたいと存じます。

つきましては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬限度額とは別枠として、当社の取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額50百万円以内（うち社外取締役10百万円以内）として設定したいと存じます。なお、譲渡制限付株式の割当ては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、下記2.に定める各事業年度において割当ての譲渡制限付株式の数の上限が発行済株式総数に占める割合は0.1％程度（10年間に亘り、当該上限となる数の譲渡制限付株式を発行した場合における発行済株式総数に占める割合は1％程度）と希釈化率は軽微であることから、その内容は相当なものであると考えております。

当社は、2022年3月1日開催の当社取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を定めており、その概要は事業報告18頁に記載のとおりであります。本議案に基づく譲渡制限付株式の割当ては、当該方針に沿うものであります。

また、現在の当社の取締役は5名（うち社外取締役1名）であり、第1号議案のご承認が得られた場合でも同様となります。

記

当社の取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

1.譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、当社の取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、当社の取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2.譲渡制限付株式の総数

当社の取締役に対して割当てる譲渡制限付株式の総数50,000株（うち社外取締役10,000株）を、各事業年度において割当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3.譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1)譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役は、3年以上で当社取締役会が定める期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該取締役に割当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

(2)譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3)譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4)組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(ご参考)

当社は、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、当社の執行役員及び使用人に対し、割当てる予定です。

以上

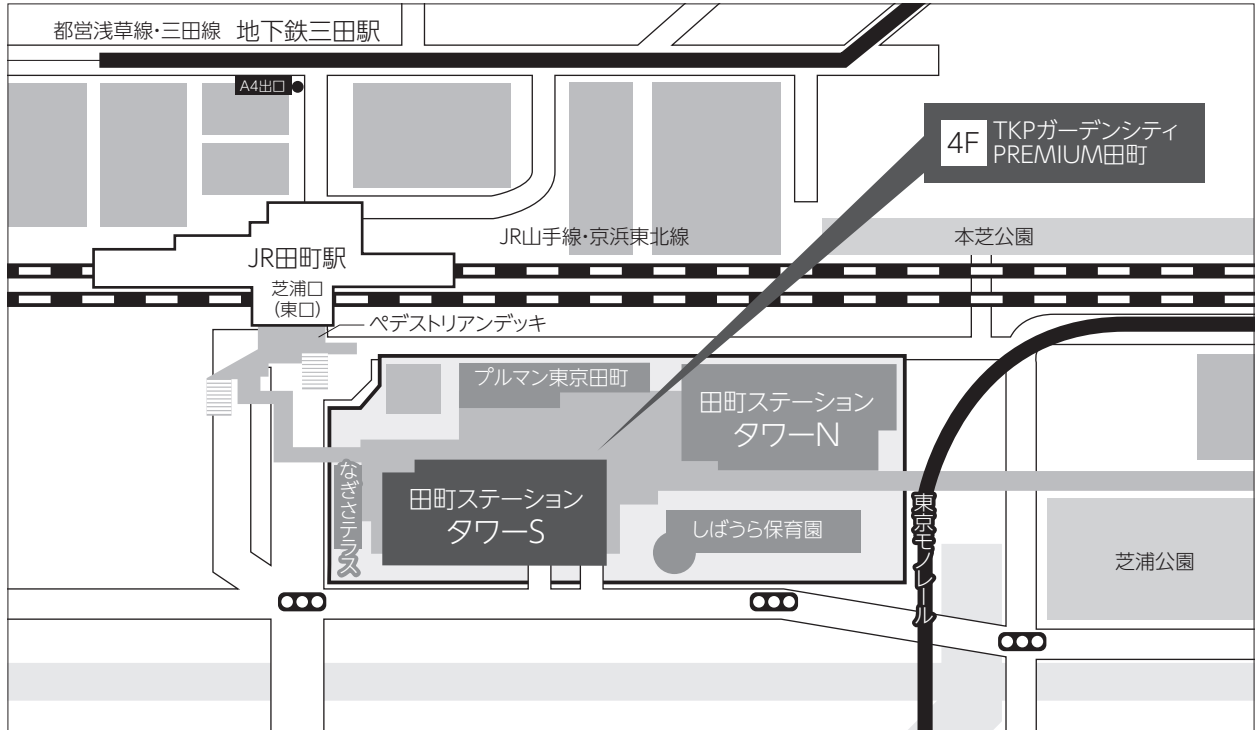
株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区芝浦三丁目1番21号

msb Tamachi 田町ステーションタワーS 4階

TKPガーデンシティPREMIUM田町

TEL 03-5439-6119



交通 JR 田町駅 (山手線、京浜東北線)
地下鉄三田駅 (都営浅草線、都営三田線)

芝浦口 (東口)

徒歩 1 分